千葉県高等学校教育研究会数学部会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は,千葉県高等学校教育研究会数学 部会といい,事務局を部会長または事務局長 在勤の学校におく。
- 第2条 この会は、千葉県高等学校数学教育担当職員で組織する。ただし、総会の承認により、顧問および特別会員をおくことができる。
- 第3条 この会は、会員の資質の向上と親睦を図り、 高等学校数学教育の振興を目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次 の事業を行う。
 - 1. 研究会
 - 2. 講演会
 - 3. 会誌発行
 - 4. 視察・見学研修会
 - 5. その他

第2章 機 関

- 第5条 この会に次の機関をおく。 総会,役員会,委員会,事務局
- 第6条 総会は部会長が年一回これを召集する。ただし,必要のある時には臨時に招集することができる。
- 第7条 総会は、加入学校の過半数の学校から会員が出席したときに成立し、その議決は出席会員の過半数の賛成で成立する。
- 第8条 総会は、次のことを行う。
 - 1. 会の事業及び予算・決算の承認
 - 2. 地区委員,部会長,会計監査,顧問,特別 会員の承認
 - 3. 規約の制定および改正
 - 4. その他
- 第9条 役員会は,第12条に定める役員をもって 構成し,必要に応じてこれを開き,会の業務 を執行する。
- 第 10 条 委員会は、地区委員会、研究委員会、編集 委員会とする。 各委員会の運営については 委員会ごとにこれを定める。
- 第 11 条 事務局は,事務局長,書記,会計をもって 構成し,部会運営上の事務処理を行う。

第3章 役 員

- 第 12 条 この会に次の役員をおく。 部会長 1 名, 副部会長 2 名, 地区委員 12 名, 事務局長 1 名, 書記 2 名, 会計 2 名, 研究委員長 1 名, 編集委員長 1 名
- 第13条 地区委員は、各地区より選出し、総会の承認を受ける。部会長は地区委員会で推薦し、総会の承認を受ける。その他の役員は部会長が委嘱する。
- 第 14 条 部会長はこの会を総括し,会を代表する。 副部会長は部会長を補佐し,部会長に事故の あるときはその任務を代行する。
- 第 15 条 役員の任期は 1ヶ年とする。ただし, 再任 を妨げない。

第4章 会 計

- 第 16 条 この会の経費は会費, 学校負担金および その他の収入をもってあてる。ただし, 学校 負担金は 1 校につき年額 1,800 円とする。
- 第 17 条 会計年度は,4 月 1 日に始まり,翌年の 3 月 31 日に終わる。
- 第 18 条 この会に会計監査 2 名をおく。会計監査 は地区委員会で推薦し、総会の承認を受ける。